

# 平成 27 年 4 月

## 遊佐町農業委員会第 1 回総会議事録

1. 開催日程 平成 27 年 4 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～4 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 3 号 非農地証明について

議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜	6	石垣 敏勝	7	川俣 義昭	8	渡会 健
		10	荒生あや子	11	今野 一彦		
13	本間 克修	14	菅原 寛志	15	佐藤 充	16	高橋 正樹

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
9	菅原 幸男	12	鈴木 寿一				

6. 事務局出席者 (2 名)

今野信雄次長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局次長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 4 月定例会を開催します。堀事務局長が会議のため、欠席しております。</p> <p>はじめに、6 番石垣敏勝懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(6 番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番石垣敏勝委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>9 番菅原幸男委員、12 番鈴木寿一委員、届出欠席、以上、欠席委員 2 名、出席委員 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>大変貴重な時間、ご参加頂きありがとうございます。テレビや新聞で TPP が久しぶりに騒がれています。今が TPP、最大の山場にきていると言われていています。アメリカは主食用米 17 万 5 千トン、加工用米 4 万トン合わせて 21 万 5 千トンを要求しています。それに対して日本は 5 万トンが限度だと主張しています。おそらくその中間で妥協するのではないかと考えています。さらにオーストラリアからも主食用米の輸入を考えていると言う日本には驚かされてしまいました。</p> <p>また、肉に関しては、牛肉に関税が 38.5%から 10 年かけて 9%まで下げ、豚肉は、1kg あたり最大 482 円の関税を 1kg50 円前後まで下げる提案が出されました。本当にこの先、日本の農家は大丈夫なのか心配ですが、これからも注視していきたいと思えます。</p> <p>本日は、4 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>〈異議なしの声〉</p> <p>では 8 番渡会健 委員、10 番荒生あや子 委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 から 2 まで、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。報告事項 1 「解約について」</p> <p>番号 1 計 10 筆、42,352 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構に集積計画が決定したための解約です。</p> <p>番号 2 計 10 筆、26,674 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構に集積計画が決定したための解約です。</p> <p>番号 3 計 16 筆、26,614.61 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構に集積計画が決定したための解約です。</p> <p>番号 4 計 1 筆、1,423 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構に集積計画が決定したための解約です。</p> <p>番号 5 計 22 筆、24,200.98 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構に集積計画が決定したための解約です</p> <p>続きまして、報告事項 2 「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」 合計 11 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 1 計 5 筆、1,182 m<sup>2</sup> 番号 2 計 4 筆、11,993 m<sup>2</sup> 番号 3 計 2 筆、2,761 m<sup>2</sup> 番号 4 計 1 筆、222 m<sup>2</sup> 番号 5 計 4 筆、6,211 m<sup>2</sup> 番号 6 計 2 筆、361 m<sup>2</sup> 番号 7 計 3 筆、4,993 m<sup>2</sup> 番号 8 計 3 筆、280 m<sup>2</sup> 番号 9 計 17 筆、14,917 m<sup>2</sup> 番号 10 計 6 筆、4,216 m<sup>2</sup> 番号 11 計 13 筆、6,957 m<sup>2</sup></p> <p>以上 11 件、全て相続による所有権の取得です。番号 5 の届出人より斡旋の申し出がありました。</p> <p>続きまして、報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について番号 1 から 3 まで、借人は同一人です。</p> <p>番号 1 計 2 筆、815 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 23,100 円でこれを 20,900 円に変更します。</p> <p>番号 2 計 8 筆、13,233 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 23,100 円で仲谷地、水押、家ノ西を 20,900 円に家ノ後を無償に変更します。</p> <p>番号 3 計 6 筆、3,904 m<sup>2</sup> 変更前の賃借料は 21,300 円で藪ノ内を 20,900 円に御所ノ馬場と石田を無償に変更します。</p> <p>番号 4 計 3 筆、6,618 m<sup>2</sup></p>

	<p>変更前の賃借料は 25,200 円でこれを 20,000 円に変更します。</p> <p>変更に係る賃貸借の存続期間と支払条件、変更後の総額は記載の通りとなっております。</p> <p>番号 2、3 の無償について補足説明致します。GIS で確認したところ耕作するには難しい農地であることから今回、無償としたようです。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(5 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番齋藤誠喜委員	<p>この無償のとなっている農地の状況がわかりますので、少し説明します。</p> <p>番号 2 に関して、貸人の自宅の近くにある三角形の農地で、機械を入れるのも難しい農地です。次に番号 3 に関しては、貸人の自宅すぐ脇の農地で、こちらも機械も入れないような農地で耕作するのも難しい状態だと思います。</p>
議長	<p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>お聞きします。賃借料を変更する前は、耕作できない農地でも賃借料を払っていたのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>詳しい内容はお聞きしていないので、こちらでは把握しておりません。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 1 計 2 筆、1,196 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は借人の労働力不足で、解約後は第三者と新たに契約の予定です。</p> <p>番号 2 計 16 筆、27,296 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は借人の労働力不足で、解約後は第三者と新たに契約の予定です。</p> <p>番号 3 計 6 筆、7,094 m<sup>2</sup></p>

	<p>解約の事由は借人の労働力不足で、解約後は第三者と新たに契約の予定です。</p> <p>番号 4 計 1 筆、4,835 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は借人の労働力不足で、解約後は第三者と新たに契約の予定です。</p> <p>番号 5 計 1 筆、1,291 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は借人の労働力不足で、解約後は議第 4 号 17 で第三者と新たに契約します。</p> <p>番号 6 から 12-2 までは、農地中間管理機構関係の解約となっております。</p> <p>解約の事由はすべて借人の労働力不足で、先月の総会で農地中間管理機構を通して第三者と契約することが決定しております。</p> <p>番号 6 計 1 筆、2,168 m<sup>2</sup></p> <p>番号 7 計 4 筆、16,301 m<sup>2</sup></p> <p>番号 8 計 3 筆、9,673 m<sup>2</sup></p> <p>番号 9 計 3 筆、3,839 m<sup>2</sup></p> <p>番号 10 計 2 筆、936 m<sup>2</sup></p> <p>次は、農協を仲介した賃貸借契約の解約です。</p> <p>番号 11-1・2 計 10 筆、3,488.94 m<sup>2</sup></p> <p>番号 12-1・2 計 8 筆、合計 3,068.76 m<sup>2</sup></p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り受理することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権の移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 1 計 1 筆、578 m<sup>2</sup></p> <p>こちらは、譲受人の所有地に隣接している畑で、現在も賃貸借契約により譲受人が畑として使用している土地を取得するものです。</p>

	<p>売買価格は総額 24 万円、10a 当たりの単価は 415,224 円となります。</p> <p>尚、遊佐地区担当の池田俊明委員に現地調査をお願いしておりますので、補足説明などありましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 1 について、4 番池田俊明委員より報告願います。</p> <p>(4 番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番池田俊明委員	<p>現在、譲受人は自分の土地にハウスを建てて、うるいの促成栽培しているようです。その隣接する申請地を借りて耕作していることから、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、只今の事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 2 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 2 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 3 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。総会議案書は 15 頁をご覧ください。</p> <p>番号 1 計 1 筆、72 m<sup>2</sup></p> <p>こちらは平成 3 年に宅地として整備し、以来 20 年以上が経過しており、固定資産税も宅地で課税されております。農地への復元は困難であることから、現況を非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>尚、申請地は都市計画区域外、農業振興地域区域外、土地改良事業の受益地外となっております。</p> <p>審査基準書の 5 頁に位置図と字限図、補足説明資料の 1 頁に状況写真を記載しております。現地調査につきましては、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長の 2 名で行っておりますので、補足説明などありましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、現地調査の結果について、7 番川俣義昭土地専門部会長より報告願います。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>

7 番川俣義昭委員	4月20日に現地調査を行ってきました。補足説明資料にもありますように周りが石垣で囲まれており、農地に復元するのは困難だと思ってきた次第です。
議長	次に2番佐藤重一副部長より報告願います。 (2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2番佐藤重一委員	私も同意見で農地に復元するのは、困難だと思われまます。
議長	ありがとうございました。それでは、只今事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありましたが、何か質問等ございますか。 (質問、意見なし) よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第3号 非農地証明願いについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第3号非農地証明願いについて、原案の通り許可することに決定いたします。 次に、議第4号農業経営強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について、 事務局より説明願います。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
	それでは、補足説明致します。審査基準書は6頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、利用権の新規設定が2件、再設定が23件の計25件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別にご説明いたします。 (1) 利用権設定 番号1 計2筆、1,398㎡ 期間は5年、単価は10aあたり6,000円で同一人との再設定です。 番号2 計3筆、8,726㎡ 期間は5年、単価は10aあたり13,000円で同一人との再設定です。

番号3 計1筆、6,596 m<sup>2</sup>

期間は5年、単価は10aあたり7,700円で同一人との再設定です。

番号4 計2筆、4,786 m<sup>2</sup>

期間は5年、単価は10aあたり16,000円で同一人との再設定です。

番号5 計2筆、4,626 m<sup>2</sup>

期間は5年、単価は10aあたり16,000円で、同一人との再設定です。

番号6 計5筆、18,344 m<sup>2</sup>

期間は4年11ヶ月、単価は10aあたり19,000円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号7 計1筆、2,322 m<sup>2</sup>

期間は1年、単価は総額で24,000円、同一人との再設定です。

番号8 計3筆、1,004 m<sup>2</sup>

期間は5年、対価は物納で米90kg、同一人との再設定で、借人は認定農業者です。

番号9 計3筆、4,839 m<sup>2</sup>

期間は5年、単価は10aあたり藪ノ内が17,000円で、舞鶴が6,000円、同一人との再設定で、借人は認定農業者です。

番号10 計2筆、1,838 m<sup>2</sup>

期間は5年、単価は10aあたり20,000円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号11 計4筆、10,419 m<sup>2</sup>

期間5年、単価は10aあたり15,000円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号12 計4筆、11,216 m<sup>2</sup>

期間は1年、単価は10aあたり19,000円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号13 計2筆、2,387 m<sup>2</sup>です。

期間は3年、単価は10aあたり19,000円で同一人との再設定です。

番号14 計1筆、697 m<sup>2</sup>

期間は9年11ヶ月、単価は6,000円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号15 計1筆、4,147 m<sup>2</sup>

期間は9年11ヶ月、単価は10aあたり17,000円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号16 計2筆、2,310 m<sup>2</sup>

期間は4年11ヶ月、単価は10aあたり19,000円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号17 計1筆、1,291 m<sup>2</sup>

期間は5年、単価は10aあたり19,000円で新規に設定します。借人は認定農業者です。



	<p>尚、新規設定につき審査基準書に図面を載せてありますので、適宜ご参照ください。</p> <p>番号 18 計 3 筆、3,522 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 19 計 9 筆、8,000.80 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり森ノ下の畑が 3,000 円、その他が 19,000 円です。同一人との再設定で、借人は認定農業者です。</p> <p>番号 20 計 3 筆、5,036 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 11,000 円で同一人との再設定です。</p> <p>番号 21 計 1 筆、1,347 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人との再設定です。</p> <p>番号 22 計 2 筆、4,769 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人との再設定です。</p> <p>番号 23 計 1 筆、3,245 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人との再設定です。</p> <p>番号 24 計 1 筆、6,338 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は総額 34,000 円で新規に設定します。借人は新規就農者です。</p> <p>尚、新規設定につき審査基準書に図面を載せてありますので、適宜ご参照ください。</p> <p>次に、農地利用円滑化団体である農協を仲介した賃貸借契約です。</p> <p>番号 25・2 計 3 筆、8,066 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり原田 15,000 円、宮ノ後 11,000 円で同一人との再設定です。</p> <p>尚、新規に設定するものは、審査基準書 8 頁より地図を載せておりますので適宜ご参照ください。</p> <p>番号 24 に関して、補足説明致します。昨年、委員の皆さんに営農計画書を提出しておりました、新規就農者です。現在、農の雇用事業で遊佐町内にて研修をしておりましたが、今度は本格的に申請地を借り、農業を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15 番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p>

	(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	4 月 20 日に、この会議室で 5 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議第 4 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで 4 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>